

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学共同研究規則（平成16年度九大規則第94号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、共同研究の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究申請書)

第2条 規則第4条に規定する申請は、規則第5条第3項に規定する総長等が別に定める共同研究申請書によるものとする。

(受入決定の通知)

第3条 総長等への受入決定の通知は、受入決定の通知書に民間機関等への受入決定通知の写及び第2条の共同研究申請書の写を添えて行うものとする。

(共同研究契約)

第4条 規則第6条第1項に規定する共同研究契約は、総長等が別に定める標準共同研究契約書又は民間機関等が提示する契約書等に基づいて締結するものとする。

(研究料等)

第5条 規則第8条第1項の研究料の額は、民間等共同研究員1人につき年額42万円とする。

2 納付された研究料は、原則として返還しないものとする。

3 規則第9条第2項に規定する管理費の額は、共同研究の遂行に直接必要となる経費（以下「直接経費」という。）の20%に相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、代表部局長が、民間機関等からの申請に基づき、総長等の承認を得て、管理費を減額又は免除することができるものとする。

- (1) 研究経費が国等のプロジェクト経費又は競争的資金等から措置されるものであり、その性質上管理費の全部又は一部を拠出することができない場合
- (2) 民間機関等が国、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体の場合であって、財政事情により管理費を措置できない場合
- (3) 研究経費の大半を設備の購入・貸借費等が占める場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

4 前項の規定にかかわらず、組織対応型連携研究契約に基づき実施する組織対応型連携研究の一環として行う共同研究の管理費の額は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、前項の各号のいずれかに該当する場合は、代表部局長が、民間機関等からの申請に基づき、総長等の承認を得て、管理費を減額又は免除することができるものとする。

5 前2項に定める総長等の承認に係る代表部局長からの申請は、総長等が別に定める管理費（減額・免除）申請書により行うものとする。

6 研究経費は、分割して納付させることができるものとする。

7 納付された研究経費は、原則として返還しないものとする。ただし、共同研究を完了又は中止した時点において不要となった額があり、かつ、民間機関等より返還請求があった場合は、協議の上、その全部又は一部を返還するものとする。

8 研究料及び研究経費（以下「研究経費等」という。）は、共同研究の開始日前の本学が指定する日（分割して納付する場合は、あらかじめ区分した各期間の開始日前の本学が指定する日をいう。）までに、本学の発行する請求書により納付させるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、研究経費等の納付期限を共同研究の開始日以降に設定することができるものとする。

- (1) 研究経費等の納付を待たずに共同研究を開始しなければならない事情がある場合
- (2) 民間機関等が共同研究契約において研究料等を確かに納付することを約した場合
- (3) 民間機関等の財務状態が健全であることを確認できた場合

(研究協力者)

第6条 規則第3条第2号に規定する研究担当者以外の者を規則第3条第4号に規定する研究協力者として共同研究に協力させる場合は、当該研究協力者に別に定める同意書を提出させるものとする。

(研究期間等の変更)

第7条 規則第10条第2項に規定する内容変更申請は、総長等が別に定める共同研究内容変更申請書により行うものとする。

2 規則第10条第3項に規定する総長等への通知は、通知書に前項の共同研究内容変更申請書の写を添えて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大細則第21号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大細則第13号)

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大細則第6号)

1 この細則は、平成24年9月25日から施行する。

2 この細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則第5条第1項の規定は、この細則の施行の日以後に受入れを決定する共同研究から適用し、改正後の同条第3項及び第4項の規定は、平成24年10月1日以後に受入れを決定する共同研究から適用する。

附 則 (平成24年度九大細則第24号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。